

商工第 422 号
令和 3 年 8 月 26 日

雇用主 様

水戸市長 高橋 靖
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う雇用者への配慮について (お願い)

日頃から、本市の行政運営に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、令和 3 年 5 月以降、高齢者や基礎疾患のある方から順次、新型コロナウイルスワクチンの接種を実施してまいりました。

皆さまの御協力のおかげをもちまして、高齢者や基礎疾患のある方の接種は概ね完了するなど、接種は順調に進んでおります。

今月 11 日からは、満 12 歳以上の全ての対象者の予約受付が可能となっており、今後は、現役世代や若年層の方々の接種が中心となってまいります。

本県に対し国の緊急事態宣言が発令されている状況の中、感染拡大を防止するためには、現役世代や若年層の方々に一人でも多く新型コロナウイルスワクチンを接種していただくことが極めて重要であると考えております。

雇用主の皆様に対しましては、令和 3 年 3 月 2 日付けで既にお願いをさせていただいているところですが、**本市に住民票のある雇用者**が、安心して新型コロナウイルスワクチンの接種を受けられるよう、接種日当日に加え、副反応が生じた場合の特別休暇の付与など、休暇の取得について、格段の御配慮をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

問合せ先

【本通知に関すること】

〒310-8610 水戸市中央 1-4-1

水戸市 産業経済部 商工課

担当 石井

電話 029-232-9185

【ワクチン接種に関すること】

〒310-0852 水戸市笠原町 993-13

水戸市保健所 保健予防課 新型コロナウイルスワクチン事業室

担当 石丸

電話 029-303-6313